墓 法 雲 寺 樹 木 永 代 使 用 檀 家 規 約

第十条

第九条

第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第二条	第一条
年に一度、護持会規定の金額を法雲寺へ納めなければならない。※墓石料・墓石彫刻料込/墓誌彫刻料は含まない。	墓石開眼・埋葬供養料は金壱拾萬圓とする。た場合は契約を破棄し、樹木墓を返還しなければならない。	御檀家様の為、【他寺院の僧侶】等による法要【御供養】が行われ囲で結構でございます。御寄付等も求めませんので御安心下さい。※御布施に関しまして規定はございませんので、御無理の無い範	法要の日時は施主より法雲寺へ直接の連絡にて決定する。曹洞宗に帰依し、すべての法要【御供養】は法雲寺が執り行う。	以前の宗教・宗派・国籍は問わないが、契約後は御檀家様として火葬証明書等の提出がない場合は樹木墓の使用を認めない。	ットの埋葬も可能とし、使用規約・埋葬供養料等は同等とする。火葬した遺骨を粉骨し麻袋へ納め樹木墓への埋葬とする。又、ぺ受け御檀家様として入壇をしなければならない。	樹木墓を永代使用する者は本規約を厳守し、法雲寺住職の承認を

養】を合同で行う。※当日はご都合がつきましたら御参列下さい。 毎年、七月二十四日十時三十分より法雲寺にて大施食會【御盆供 万が一に樹木墓の後継者が途絶えてしまった場合は無料にて永 養墓への合祀とし樹木墓を返還いただきます。 ※金額に関しましては、その年のご事情等を考慮致しますのでご 代供養墓への合祀とし、 相談ください。施主の音信不通や相談無く未納等の場合は永代供 院号 信士·信女【一万三千圓】 【二万九千圓】【大施食會法要の供養料・塔婆一基込】 法雲寺が責任をもって御供養致します。 居士・大姉 【一万八千圓】 埼玉県坂戸市多和目639/【電 話 番

電話番号	住所	施主名	故人名	
	(F)			

樹木墓の永代使用を承認し、本規約は必要に応じ変更する。

令 和

年

月

日

曹

洞

宗

普 門

山

法

雲 寺 住

職 杉 谷 大

道

【寺院住所】 号】 0 4 9 - 2 8 5 - 3 7 5 0